

平成28年2月25日

## まちづくり委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第71号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

# 目 次

## 議案第71号

### 【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要・・・・・・・・・・ 1
  
- 参考資料
  - ・ 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表・・・・・・・・ 4
  - ・ 2 手数料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - ・ 3-1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（抄）・・・・ 31
  - ・ 3-2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）・・・・ 37

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要（まちづくり局関係）

### 1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に係る認定手数料の改正

#### (1) 改正概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁が行う長期優良住宅建築等計画の認定は、これまで新築住宅のみが対象であったが、既存住宅のリフォームによる性能向上及び長期優良化を目的として、長期使用構造等とするための既存住宅の増改築も認定の対象とすることとされた（施行：平成 28 年 4 月 1 日）。

これに伴い既存住宅の増改築の認定の申請に係る審査手数料を追加する。

#### (2) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日

### 2 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に係る認定手数料の改正

#### (1) 改正概要

##### ①新たな評価手法を活用した認定審査手数料の追加

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、所管行政庁が行う低炭素建築物新築等計画の認定に係る評価手法に、新たな評価手法が追加された（施行：平成 28 年 4 月 1 日）。

これに伴い、新たな評価手法による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料を追加する。

##### ②住宅性能評価書を活用した認定審査手数料の追加

低炭素建築物新築等計画の申請書に、技術的審査に必要な各種計算書を添えることとされているが、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく住宅性能評価書を当該各種計算書とみなし、技術的審査に活用することが可能になった。

これに伴い、住宅性能評価書を活用した低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料を追加する。

##### ③一戸建て住宅の認定審査手数料の見直し

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の制定に伴い、国土交通省から一戸建て住宅の認定の申請に係る審査について、新たに面積区分と審査時間が示された。

これに伴い、一戸建て住宅の認定の申請に係る審査手数料を見直す。

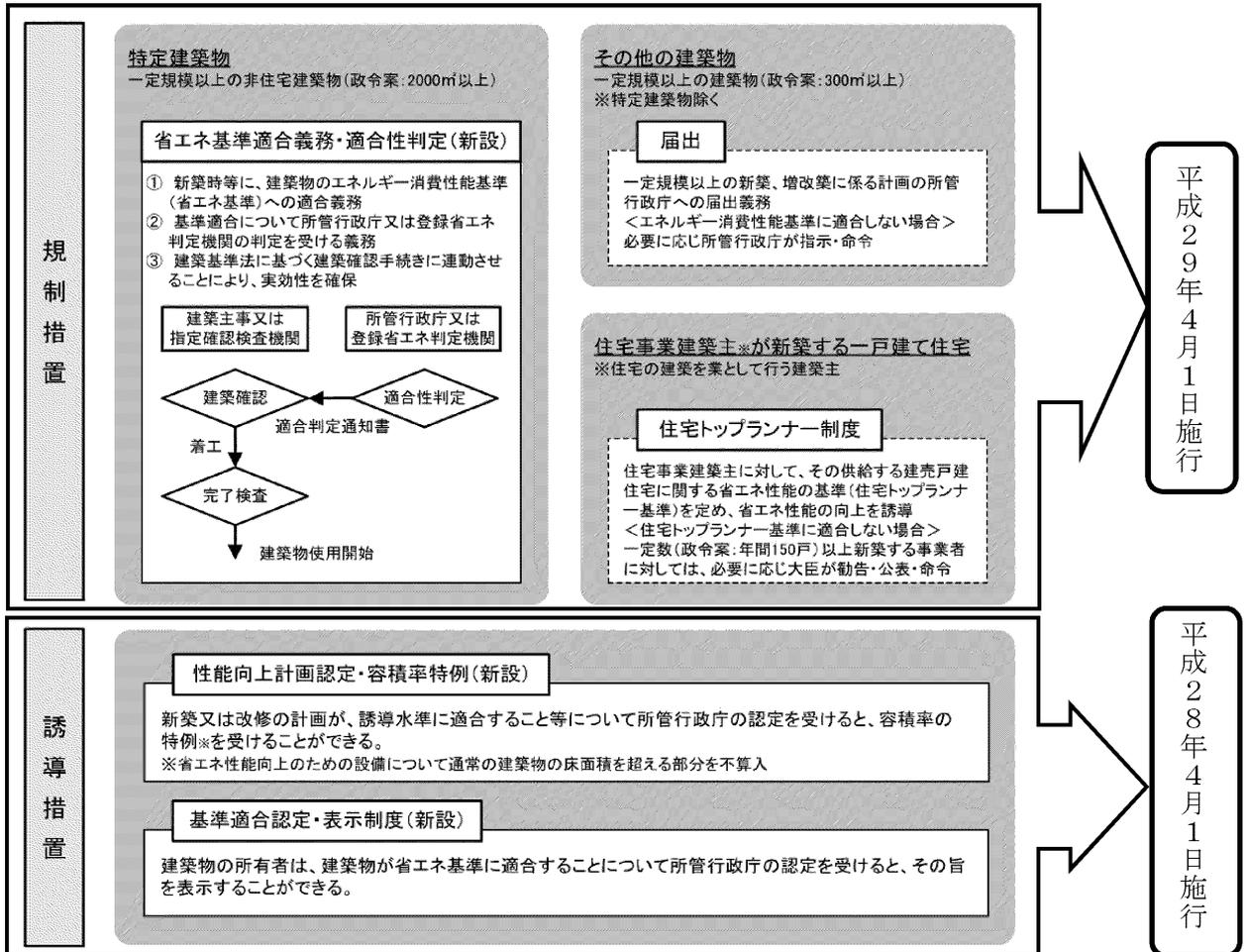
#### (2) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日

### 3 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に係る認定手数料の新設

#### (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が平成 27 年 7 月 8 日に公布された（施行：平成 28 年 4 月 1 日（適合義務については平成 29 年 4 月 1 日））。

＜建築物省エネ法の概要＞



(2)改正概要

①「性能向上計画認定・容積率特例」に係る手数料の新設

建築主等は、建築物省エネ法第30条の規定に基づき、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」を受けることができることとされた。

当該認定を取得した場合、太陽光発電設備、燃料電池設備等のエネルギー消費性能の向上に資する設備を設けることにより、通常の床面積を超えることとなる部分については、延べ面積の1/10を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた。

これに伴い、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」の申請に係る審査手数料を新設する。

②「基準適合認定・表示制度」に係る手数料の新設

建築物の所有者は、建築物省エネ法第36条の規定に基づき、所管行政庁の「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定」を受けることができることとされた。

当該認定を取得した場合、当該建築物の広告等において認定を受けている旨の表示を行うことができることとされた。

これに伴い、「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定」の申請に係る審査手数料を新設する。

**(3) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日**

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第264号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(244) 略</p> <p>(245) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の<u>当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請する住戸の数の合計数</u>（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア)申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の<u>総数の区分に応じ次に規定する額</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第259号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(244) 略</p> <p>(245) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の<u>住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数</u>（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>

改正後	改正前
<p>a 1戸 6,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 31,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 58,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 99,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 160,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 200,000円</p> <p>i 301戸以上 210,000円</p> <p>(イ)申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 9,100円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 18,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 32,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 46,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 87,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 150,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 250,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 300,000円</p> <p>i 301戸以上 320,000円</p>	<p>(ア) 1戸 6,000円</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>(エ) 11戸以上30戸以下 31,000円</p> <p>(オ) 31戸以上50戸以下 58,000円</p> <p>(カ) 51戸以上100戸以下 99,000円</p> <p>(キ) 101戸以上200戸以下 160,000円</p> <p>(ク) 201戸以上300戸以下 200,000円</p> <p>(ケ) 301戸以上 210,000円</p>
<p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体（く）体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第247号において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に</p>	<p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体（く）体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第247号において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に</p>

改正後	改正前
<p>に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円  (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円  (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円  (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円  (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円  (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円  (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円  (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円  (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア)申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 45,000円  b 2戸以上5戸以下 110,000円  c 6戸以上10戸以下 170,000円  d 11戸以上30戸以下 340,000円  e 31戸以上50戸以下 600,000円  f 51戸以上100戸以下 1,000,000円  g 101戸以上200戸以下 1,900,000円  h 201戸以上300戸以下 2,700,000円  i 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(イ)申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物</p>	<p>に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円  (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円  (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円  (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円  (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円  (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円  (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円  (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円  (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 45,000円  (イ) 2戸以上5戸以下 110,000円  (ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円  (エ) 11戸以上30戸以下 340,000円  (オ) 31戸以上50戸以下 600,000円  (カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円  (キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円  (ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円  (ケ) 301戸以上 3,400,000円</p>

改正前	改正後
<p>(246) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（第193号に掲げる場合に該当する場合には同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合には第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第248号において同じ。）を加えた額</p> <p>(247) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第249号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている</p>	<p>物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 68,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 160,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 260,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 510,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 910,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 1,600,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 2,900,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 4,100,000円</p> <p>i 301戸以上 5,000,000円</p> <p>(246) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（第193号に掲げる場合に該当する場合には同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合には第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第248号において同じ。）を加えた額</p> <p>(247) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第249号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている</p>

改正後	改正前
<p>場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第245号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第245号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第245号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第245号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(248) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額を加えた額</p> <p>(249) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく変更認定申</p>	<p>場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第245号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第245号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第245号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(248) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額を加えた額</p> <p>(249) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく変更認定申</p>



改正後	改正前
<p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p>	<p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p>
<p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分<sup>をいう。以下この号において同じ。</sup>）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分<sup>をいう。以下この号において同じ。</sup>）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p>	<p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p>
<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p>	<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p>
<p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p>	<p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p>
<p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p>	<p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p>
<p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p>	<p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p>
<p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>
<p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分<sup>をいう。以下この号において同じ。</sup>）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分<sup>をいう。以下この号において同じ。</sup>）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p>	<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p>
<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p>	<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p>
<p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p>	<p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p>

改正後	改正前
<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>
<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第253号、第255号及び第257号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>d 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>e 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>i 301戸以上 200,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る</p>	<p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p>

改正後	改正前
<p>一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>34,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>38,000円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>

改正後	改正前
<p>500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>の 240,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上</p>	<p>の 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>

改正後	改正前
<p>5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 470,000円</p>	
<p>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。第254号において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p>	<p>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。第254号において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p>
<p>(253) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第251号ア(イ)の規定によ</p>	<p>(253) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第251号ア(イ)の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>り算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第251号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合  (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円  (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合  (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円  b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円  (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第251号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第251号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(254) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づき確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づき変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p>	<p>り算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第251号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合  (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(254) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づき確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づき変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p>

改正後	改正前
<p>(255) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)</u> 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア <u>認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</u></p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a <u>住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分)をいう。以下この号、第257号及び第259号において同じ。)</u> 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) <u>1戸 4,900円</u></p> <p>(b) <u>2戸以上5戸以下 9,600円</u></p> <p>(c) <u>6戸以上10戸以下 16,000円</u></p> <p>(d) <u>11戸以上25戸以下 27,000円</u></p> <p>(e) <u>26戸以上50戸以下 45,000円</u></p> <p>(f) <u>51戸以上100戸以下 81,000円</u></p> <p>(g) <u>101戸以上200戸以下 130,000円</u></p> <p>(h) <u>201戸以上300戸以下 160,000円</u></p> <p>(i) <u>301戸以上 170,000円</u></p> <p>b <u>共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。)</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) <u>共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u></p>	

改正後	改正前
<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のものの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額の</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	

改正後	改正前
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア (ア) に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア (イ) a に規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	

改正後	改正前
方 メートル未満のもの 180,000円	
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円	
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円	
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円	
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のものの 500,000円	
c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額	
(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	
i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円	
ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円	
iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円	
iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円	
v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円	
vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円	
(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に	

改正後	改正前
<p>規定する額</p>	
<p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 87,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>	
<p>(256) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p>	
<p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。第258号において同じ。)又は第193号に規定する額を加えた額</p>	
<p>(257) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されてい</p>	

改正後	改正前
<p><u>る場合</u></p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第255号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第255号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき ア (ア) に規定する額</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物の住宅部分 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第255号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第255号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第255号ウ (イ) の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>	

改正後	改正前
<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第255号ウ（イ）の規定により算定した額</p> <p>(258) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p> <p>(259) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第255号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第255号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る</p>	

改正後	改正前
<p>一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 第255号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第255号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p>	

改正後	改正前
<p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第255号ウ (イ) bに掲げる建築物の区分に応じ同 号ウ (イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第255号ウ (イ) cに掲げる場合の区分に応じ同号 ウ (イ) cに規定する額</p> <p>(260)～(280) 略</p> <p>第5条 第2条第278号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付そ の他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、 その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>(255)～(275) 略</p> <p>第5条 第2条第273号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付そ の他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、 その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>

※  追加等する手数料

1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に係る手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（手数料条例第245号）

認定申請に係る 建築物の総住戸数	登録住宅性能評価機 関が交付する適合証 が添付されている場 合（以下、適合証添付 とする）	登録住宅性能評価機 関が交付する住宅性 能評価書が添付され ている場合（限界耐力 計算によるものを除 く）（以下、評価書添 付とする）	左記書類が添付されて いない場合（以下、添 付無しとする）	
	(245)ア(ア) 1棟当り	(245)イ 1棟当り	(245)ウ(ア) 1棟当り	
新築	1戸	6,000円	15,000円	45,000円
	2戸以上 5戸以下	12,000円	57,000円	110,000円
	6戸以上 10戸以下	21,000円	92,000円	170,000円
	11戸以上 30戸以下	31,000円	170,000円	340,000円
	31戸以上 50戸以下	58,000円	300,000円	600,000円
	51戸以上 100戸以下	99,000円	450,000円	1,000,000円
	101戸以上 200戸以下	160,000円	830,000円	1,900,000円
	201戸以上 300戸以下	200,000円	1,100,000円	2,700,000円
301戸以上	210,000円	1,400,000円	3,400,000円	

認定申請に係る 建築物の総住戸数	適合証添付 (245)ア(イ)	評価書添付	添付無し (245)ウ(イ)
	1棟当り	1棟当り	1棟当り
既存住宅の 増改築	1戸	9,100円	68,000円
	2戸以上 5戸以下	18,000円	160,000円
	6戸以上 10戸以下	32,000円	260,000円
	11戸以上 30戸以下	46,000円	510,000円
	31戸以上 50戸以下	87,000円	910,000円
	51戸以上 100戸以下	150,000円	1,600,000円
	101戸以上 200戸以下	250,000円	2,900,000円
	201戸以上 300戸以下	300,000円	4,100,000円
301戸以上	320,000円	5,000,000円	

- (2) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料（手数料条例第246号）  
建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請をする場合の手数は、(1)により算定した一住戸当たりの認定手数料に確認申請手数料を加算した金額
- (3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定手数料（手数料条例第247号）  
認定は1住戸当りを単位としているため、1申請当たりの変更認定手数料は、上記表に示す1棟当たりの金額に1/2を乗じた額を、既に認定を受けた戸数で除した金額（100円未満切捨て）
- (4) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の変更認定手数料（手数料条例第248号）  
建築基準関係規定適合審査を申し出て、変更認定申請をする場合の手数は、(3)により算定した一住戸当たりの変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】  
＝ [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] ＋ [確認申請の手数料]

- (4) 譲受人決定による変更認定手数料（手数料条例第249号）  
1件につき 2,100円
- (5) 地位の承継の承認に係る手数料（手数料条例第250号）  
1件につき 1,700円

## 2 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に係る手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定手数料（手数料条例第251号）

### ア 住戸のみの認定の場合

(ア) 一戸建て住宅

認定申請に係る建築物の住戸の面積	適合証添付 (251)ア(ア)	評価書添付 (251)イ(ア)	添付無し (251)ウ(ア)
	1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	4,900円	8,800円	34,000円
200㎡以上	4,900円	8,800円	38,000円

(イ) 共同住宅等の住戸

共同住宅等の住戸を認定する場合、認定申請手数料は同時に申請する住戸の総数の区分に応じて次の金額

認定申請に係る建築物の住戸数	適合証添付 (251)ア(イ)a	評価書添付 (251)イ(イ)	添付無し (251)ウ(イ)a
	1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	4,900円	8,800円	34,000円
2戸以上 5戸以下	9,600円	23,000円	69,000円
6戸以上 10戸以下	16,000円	30,000円	97,000円
11戸以上 30戸以下	27,000円	43,000円	140,000円
31戸以上 50戸以下	45,000円	64,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下	81,000円	100,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下	130,000円	150,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下	160,000円	190,000円	500,000円
301戸以上	170,000円	200,000円	590,000円

### イ 建築物全体の認定の場合

建築物全体の認定の場合、認定申請手数料は共同住宅等の住宅部分の総戸数と、共同住宅等の共用部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計

(ア) 住宅部分 住戸の総数に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の住戸数	適合証添付 (251)ア(イ)a	評価書添付 (251)イ(イ)	添付無し (251)ウ(イ)a
	1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	4,900円	8,800円	34,000円
2戸以上 5戸以下	9,600円	23,000円	69,000円
6戸以上 10戸以下	16,000円	30,000円	97,000円
11戸以上 30戸以下	27,000円	43,000円	140,000円
31戸以上 50戸以下	45,000円	64,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下	81,000円	100,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下	130,000円	150,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下	160,000円	190,000円	500,000円
301戸以上	170,000円	200,000円	590,000円

(イ) 共用部分 床面積に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の共用部分	適合証添付 (251)ア(イ)b	評価書添付	添付無し (251)ウ(イ)b
	1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	9,600円	/	110,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	27,000円		180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円		280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円		360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円		430,000円
25,000㎡以上のもの	200,000円		500,000円

(ウ) 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価 方法	適合証添付 (251)ア(イ)c	評価書添付	添付無し (251)ウ(イ)c(a)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	主 要 室 標 準 入 力 法	9,600円	/	240,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円		380,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円		550,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円		670,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円		790,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円		900,000円

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価 方法	適合証添付 (251)ア(イ)c	評価書添付	添付無し (251)ウ(イ)c(b)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	モ デ ル 建 物 法	9,600円	/	97,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円		160,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円		260,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円		330,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円		390,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円		470,000円

- (2) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料（手数料条例第252号）  
 建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請をする場合の手数料は、（1）により算定した一住戸当たりの認定手数料に確認申請手数料を加算した金額
- (3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料（手数料条例第253号）  
 ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定済計画」という。）のみの申請の場合  
     認定申請手数料の半額  
 イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合  
     認定申請手数料の半額 + （1）で算定した認定申請手数料
- (4) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の変更認定手数料（手数料条例第254号）  
 建築基準関係規定適合審査を申し出て、変更認定申請をする場合の手数料は、（3）により算定した一住戸当たりの認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

= [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] + [確認申請の手数料]

### 3 建築物省エネ法に係る認定手数料

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料(手数料条例第255号)  
 (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定手数料(手数料条例第259号)

#### ア 住戸のみの認定の場合

(ア) 一戸建て住宅

認定申請に係る建築物の 住戸の面積	評価 手法	適合証添付 (255)ア(ア) (259)ア	評価書添付 (255)イ(ア) (259)イ	添付無し (255)ウ(ア) (259)ウ(ア)a
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	性能 基準	4,900円	4,900円	34,000円
200㎡以上		4,900円	4,900円	38,000円

認定申請に係る建築物の 住戸の面積	評価 手法	適合証添付 (259)ア	評価書添付 (259)イ	添付無し (259)ウ(ア)b
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	仕様 基準	4,900円	4,900円	17,000円
200㎡以上		4,900円	4,900円	19,000円

(イ) 共同住宅等の住戸

共同住宅等の住戸を認定する場合、認定申請手数料は同時に申請する住戸の総数の  
 区分に応じて次の金額

認定申請に係る建築物の 住戸数	評価 手法	適合証添付 (255)ア(イ)a (259)ア	評価書添付 (255)イ(イ) (259)イ	添付無し (255)ウ(イ)a (259)ウ(イ)a(a)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	性能 基準	4,900円	4,900円	34,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	69,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	97,000円
11戸以上 30戸以下		27,000円	27,000円	140,000円
31戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	500,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	590,000円

認定申請に係る建築物の 住戸数	評価 手法	適合証添付 (259)ア	評価書添付 (259)イ	添付無し (259)ウ(イ)a(b)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	仕様 基準	4,900円	4,900円	17,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	33,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	48,000円
11戸以上 30戸以下		27,000円	27,000円	71,000円
31戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	110,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	160,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	230,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	290,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	340,000円

イ 建築物全体の認定の場合

建築物全体の認定の場合、認定申請手数料は共同住宅等の住宅部分の総戸数と、共同住宅等の共用部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計(ア)住宅部分 住戸の総数に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の 住戸数	評価 手法	適合証添付 (255)ア(イ)a (259)ア	評価書添付 (255)イ(イ) (259)イ	添付無し (255)ウ(イ)a (259)ウ(イ)a(a)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	性能基準	4,900円	4,900円	34,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	69,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	97,000円
11戸以上 30戸以下		27,000円	27,000円	140,000円
31戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	500,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	590,000円

認定申請に係る建築物の 住戸数	評価 手法	適合証添付 (259)ア	評価書添付 (259)イ	添付無し (259)ウ(イ)a(b)
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	仕様基準	4,900円	4,900円	17,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	33,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	48,000円
11戸以上 30戸以下		27,000円	27,000円	71,000円
31戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	110,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	160,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	230,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	290,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	340,000円

(イ) 共用部分 床面積に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の 共用部分	評価 手法	適合証添付 (255)ア(イ)b (259)ア	評価書添付	添付無し (255)ウ(イ)b (259)ウ(イ)b
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	標準 入力 法	9,600円	/	110,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円		180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円		280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円		360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円		430,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円		500,000円

(ウ) 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価 手法	適合証添付 (255)ア(イ)c (259)ア	評価書添付	添付無し (255)ウ(イ)c(a) (259)ウ(イ)c
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	標準 入室 入力 法	9,600円	/	230,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円		370,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円		530,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円		650,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円		770,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円		870,000円

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価 手法	適合証添付 (255)ア(イ)c (259)ア	評価書添付	添付無し (255)ウ(イ)c(b) (259)ウ(イ)c
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	モデル 建物 法	9,600円	/	87,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円		150,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円		240,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円		310,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円		370,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円		440,000円

- (2) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料(手数料条例第256号)  
 建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請をする場合の手数は、(1)により算定した一住戸当たりの認定手数料に確認申請手数料を加算した金額
- (3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料(手数料条例第257号)  
 ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下「認定済計画」という。)のみの申請の場合  
 認定申請手数料の半額  
 イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合  
 認定申請手数料の半額 + (1)で算定した認定申請手数料
- (4) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の変更認定手数料(手数料条例第258号)  
 建築基準関係規定適合審査を申し出て、変更認定申請をする場合の手数は(3)により算定した一住戸当たりの変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額

【建築基準関係規定適合審査を申し出た(変更)認定手数料】

= [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] + [確認申請の手数料]

## ■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（抄）

平成27年7月8日 法律第53号

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第一項及び第二十九条第一項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。
- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
- 四 建築主等 建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

**第三条** 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項
  - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項
  - 三 建築物のエネルギー消費性能の向上のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要事項
- 3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(国の責務)

**第四条** 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建築主等の努力)

**第六条** 建築主は、その建築等（建築物の新築、増築若しくは改築（以下「建築」という。）、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

2 住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）は、前項に定めるもののほか、その新築する一戸建ての住宅を第二十七条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

（建築物の販売又は賃貸を行う事業者の努力）

**第七条** 住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

（建築物に係る指導及び助言）

**第八条** 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（建築物の設計等に係る指導及び助言）

**第九条** 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

（建築材料に係る指導及び助言）

**第十条** 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

（略）

#### **第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等**

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

**第二十九条** 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項  
(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

**第三十条** 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。
- 4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。
- 6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。
- 7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合を

除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

- 9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

**第三十一条** 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定建築主に対する報告の徴収)

**第三十二条** 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第三十五条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

(認定建築主に対する改善命令)

**第三十三条** 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

**第三十四条** 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

**第三十五条** 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの

規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

## 第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

**第三十六条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

**第三十七条** 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなつたと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

**第三十八条** 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(略)

■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

平成28年1月29日 経済産業省令 国土交通省令第1号

第一章 建築物エネルギー消費性能基準

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第八条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。
- ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- 二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。第八条第二号において「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下(1)において同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての

期間をいう。以下(1)において同じ。)の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同じ。)が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	—
二	〇・四六	—
三	〇・五六	—
四	〇・七五	—
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	—	三・二

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか(法第十一条第一項に規定する特定建築行為(法附則第三条第一項に規定する特定増改築を除く。)に係る建築物にあっては、イ)に適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量)

**第二条** 前条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

$E_{AC}$  空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_V$  空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_W$  給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{EV}$  昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_S$  エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備（以下「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）

$E_M$  その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）

**第三条** 第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$  基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

$E_{SAC}$  空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SV}$  空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SL}$  照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SW}$  給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SEV}$  昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_M$  その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

**第四条** 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項に規定する単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

$E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_C$  冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_V$  機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_W$  給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_S$  エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

**第五条** 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項に規定する単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- $E_{SH}$  暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SC}$  冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SV}$  機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SL}$  照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SW}$  給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_M$  その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。
- 4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

**第六条** 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

**第七条** 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

## 第二章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準）

**第八条** 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進

のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分(工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。
- (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。
- (2) 第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

- ロ 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。
- イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。
- ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第一条第一項第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。
- (2) 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (3) 非住宅部分が第一号イに適合すること。  
(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

**第九条** 前条第一号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$  及び  $E_M$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

$E_{SAC}$  第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SV}$  第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SL}$  第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SW}$  第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SEV}$  第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_M$  第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

**第十条** 第八条第二号ロに規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項に規定する単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきギガジュール)

$E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)

2 第八条第二号ロに規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

3 前条の規定は、前項に規定する共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)

**第十一条** 第八条第三号ロ(2)に規定する複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第九条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

## 附 則

(略)